

うつくしの里指定（介護予防）短期入所生活介護事業運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人ジェイエー長野会が開設するうつくしの里指定（介護予防）短期入所生活介護事業所（以下、「事業所」という。）が行う、指定（介護予防）短期入所生活介護事業（以下、「事業」という。）の適切な運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営をはかることを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 要介護状態（要支援状態）等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的、精神的負担の軽減をはかる。
- 2 本事業所において提供する指定（介護予防）短期入所生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。
 - 3 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に短期入所生活介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
 - 4 利用者又はその家族に対し、サービスの内容及び提供方法について分かりやすく説明する。
 - 5 適切な介護技術をもってサービス提供する。
 - 6 常に提供したサービスの質の管理、評価を行う。

（事業所の名称、及び所在地）

第3条 本事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名 称 うつくしの里指定（介護予防）短期入所生活介護事業所
- 2 所在地 長野県松本市大字里山辺字藤井910-1

（職員等の職種・員数及び職務内容）

第4条 本事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名
特別養護老人ホームうつくしの里施設長を兼務し、職員等の管理及び業務の管理を一元的に行い、必要な指揮命令を行う。
- 2 医師 1名（非常勤、特別養護老人ホームうつくしの里と兼務）
- 3 生活相談員 1名（常勤、特別養護老人ホームうつくしの里と兼務）
利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
- 4 介護職員又は看護職員 27名以上（特別養護老人ホームうつくしの里と兼務）
看護職員は、健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
介護職員は、その利用者の心身の状態等を的確に把握し、利用者に対し適正な介護を行う。

- 5 管理栄養士 1名（特別養護老人ホームうつくしの里と兼務）
- 6 機能訓練指導員 1名（特別養護老人ホームうつくしの里と兼務）
利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。
- 7 介護支援専門員 1名（特別養護老人ホームうつくしの里と兼務）
- 8 調理員その他の従業者 実状に応じた適当数（特別養護老人ホームうつくしの里と兼務）

（利用定員）

第5条 1日に指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供する定員は8名とする。

（指定（介護予防）短期入所生活介護の内容）

第6条 指定（介護予防）短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

- 1 利用者の自立の支援と日常生活上の援助
 - ア 入浴の介助 1週間に2回以上の入浴又は清拭
 - イ 排せつの介助 排せつの自立について必要な援助
 - ウ おむつの取り替え 定時及び随時
 - エ 日常生活上の世話 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- 2 食事の提供
栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮かつ、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床し食堂で行う。
朝食 午前7時40分 昼食 12時15分 夕食 午後6時
- 3 機能訓練
利用者の心身の状態等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- 4 健康管理
医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。医師は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要ページに必要な事項を記載する。
- 5 相談及び援助
利用者の心身の状態、その置かれている環境等の把握に努め、利用者又はその家族の相談に適切に応じるとともに、必要な助言、援助を行う。
- 6 その他のサービスの提供
利用者のための教養娯楽設備を備えるほか、レクリエーション行事を適宜に行う。
通常の事業の実施地域内の地域に居住する利用者で、送迎の希望があった場合の送迎。

（指定（介護予防）短期入所生活介護の利用料）

第7条 本事業所が提供する指定（介護予防）短期入所生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。但し、次に掲げる項目については別に利用料の支払を受ける。

- （1）食費 別に定める額
- （2）滞在費 別に定める額
- （3）送迎費 通所介護事業の介護報酬の告示上の額を準用
- （4）理美容代 業者が提示する額
- （5）前各号に掲げるものの他、指定（介護予防）短期入所生活介護の中で提供するサービスの

うち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められた費用の実費。

- 2 前項の費用の支払を含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。
- 3 利用料の支払は、現金又は当事業所が指定する金融機関の口座からの引き落としとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

松本市、近隣市町村

(サービス利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者に対して適切な事業を提供するために、居室、食堂、機能訓練室等の事業所内の各設備の使用等について、利用に際しての注意事項を掲示する。

(緊急時の対応)

第10条 指定（介護予防）短期入所生活介護従事者は、現に指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合またはその他必要な場合は、速やかに主治の医師又は協力病院への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第11条 当事業所は、非常災害に際して、消防法施行規則第3条に基づく計画を策定するとともに、避難、救出訓練の実施等万全の対策を期する。

(提供拒否の禁止)

第12条 当事業所は、正当な理由なく指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を拒むことはできない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 通常の事業の実施地域を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定（介護予防）短期入所生活介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定（介護予防）短期入所生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

- 第14条 指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護（要支援）認定等の有無及び有効期間を確かめるものとする。
- 2 前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、同意見に配慮して、指定（介護予防）短期入所生活介護を提供するよう努めるものとする。

(要介護（要支援）認定等の申請に係る援助)

第15条 指定（介護予防）短期入所生活介護の提供の開始に際し、要介護（要支援）認定等を受けていない利用申込者については、要介護（要支援）認定等の申請が既に行われているか

否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

- 2 居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護（要支援）認定等の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護（要支援）認定等の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

（心身の状況等の把握）

- 第 16 条 指定（介護予防）短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心理の状況、その置かれている環境、他の保険医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

（法定代理受領サービスの提供を受けるための援助）

- 第 17 条 指定（介護予防）短期入所生活介護の提供の開始に際し、居宅サービス計画が作成されていない場合は、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者へ依頼する旨を市町村に対して届けること等により、指定（介護予防）短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行うものとする。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

- 第 18 条 指定（介護予防）短期入所生活介護の提供に際し、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定（介護予防）短期入所生活介護を提供するものとする。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

- 第 19 条 利用者が居宅介護サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行うものとする。

（サービスの提供の記録）

- 第 20 条 指定（介護予防）短期入所生活介護を提供した際には、当該指定（介護予防）短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定（介護予防）短期入所生活介護について利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載するものとする。

（保険給付の請求のための証明書の交付）

- 第 21 条 法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定（介護予防）短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

（利用者に関する市町村への通知）

- 第 22 条 当事業所は、指定（介護予防）短期入所生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。
- 1 正当な理由なしに指定（介護予防）短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態（要支援状態）等の程度を増進させたと認められるとき。

- 2 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(掲示)

第 23 条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、指定（介護予防）短期入所生活介護従事者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第 24 条 従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密をもらしてはならない。

- 2 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。
- 4 個人情報保護法に則し、個人情報を使用する場合、利用者およびその家族の個人情報の利用目的を公表する。

(広告)

第 25 条 当事業所について広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものにならないよう十分配慮して行うものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 26 条 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を禁止するものとする。

(苦情処理)

第 27 条 自ら提供した指定（介護予防）短期入所生活介護に係る利用者からの苦情には、苦情受付に係る所定用紙を設け、敏速かつ適切に対応するものとする。

- 2 提供した指定（介護予防）短期入所生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示を求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 3 提供した指定（介護予防）短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

(事故発生時の対応)

第 28 条 利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行う等の措置を講ずるとともに管理者に報告するものとする。

- 2 当事業所は、利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（会計の区分）

第 29 条 事業の会計は、その他の会計と区分する。

（記録の整備）

第 30 条 当事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 利用者に対する指定（介護予防）短期入所生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完了の日から 2 年間保存するものとする。

（その他）

第 31 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（規程の改廃）

第 32 条 本規程の改廃は、事業所の管理者が決定する。

附 則

本規程は平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

本規程は平成 12 年 6 月 1 日から改定施行する。

本規程は平成 17 年 10 月 1 日から改定施行する。

本規程は平成 19 年 9 月 1 日から改定施行する。

本規程は平成 31 年 2 月 1 日から改正施行する。

本規定は令和 6 年 1 月 1 日から改正施行する。

本規定は令和 6 年 10 月 1 日から改正施行する。